

令和 7 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き



申告の締切は令和 7 年 1 月 31 日（金）です。

締切日までに提出をお願いいたします！！



※ **家屋に該当するものを申告していませんか？（p.7）**

- 自己所有の家屋の改修などは、固定資産税の償却資産の対象ではありません。

（例）トイレの改修工事 家屋の電気工事 ビルドイン形式の空調設備 などは**対象外**

※ **自動車に該当するものを申告していませんか？（p.4）**

- 自動車税・軽自動車税の対象になるものは、固定資産税の償却資産の対象ではありません。

（例）トラクターやフォークリフトなどの**小型特殊自動車** トラック などは**対象外**

※ **無形資産を申告していませんか？**

- ソフトウェアなどの無形資産は、固定資産税の償却資産の対象ではありません。

（例）株券 特許 商標 会計ソフトウェア などは**対象外**

提出・お問い合わせ先

〒758-8555 山口県萩市大字江向 510 番地

萩市役所 課税課 固定資産税係 償却資産担当（郵送可）

※ 各総合事務所・支所・出張所でも受け付けています。

電話 0838-25-3485（直通）

萩市 償却資産

検索

<http://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/29/h29446.html>



1. 償却資産の申告について

① 申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方です。（工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートを貸している方など）

また、申告書を送られてきた方で償却資産を所有していない方、廃業等により秋市内の償却資産がなくなった方も、備考欄に必要事項をご記入のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

② 申告していただく資産

令和7年1月1日現在において秋市内にある事業用資産（誰かに貸しているものも含む）について申告してください。

◇ 次のような資産も、申告の必要があります。

- 償却済み資産（減価償却は終わっているが、現在も事業で使用している資産）
- 遊休資産（稼働を休止しているが、今後も使用可能な資産）
- 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- 資本的支出としての改良費（新たな資産の取得として、本体とは別に取り扱います）

◇ **中古の資産**を取得された場合は、耐用年数が短くなる場合があります。種類別明細書の摘要欄に、中古である旨と、新品時からの経過年数を記入してください。

③ 少額資産の申告について

◇ 申告しなくてもよい資産

- 使用期間が1年未満、または取得価額が10万円未満の資産で、一時損金として算入したもの
- 取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一括償却したもの

◇ 申告しなければならない資産

- 租税特別措置法による中小企業者等の少額資産特例を適用している資産
- 個別に減価償却している資産。

申告対象○ 申告対象外×

取得価格 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上	30万円以上
個別償却	○	○	○	○
一時損金算入	×			
3年間一括償却	×	×		
中小企業特例	○	○	○	

④ 申告方法

- ◇ 申告書に、**個人番号または法人番号**（記載例：8P）、**青色申告の有無**、店舗など**事業所用の家屋の所有区分**など、記載例を参考にしてご記入ください。
- ◇ 同封の種類別明細書（令和6年1月1日時点の資産が記載されています）と令和7年1月1日現在所有されている資産を比較して、資産の増減を確認してください。
- ◇ 新しく取得した資産や、申告していなかった資産があった場合は、緑色の用紙（増加・全資産用）に、資産の名称・取得年月・取得価格などをご記入ください。
- ◇ 減少した資産があった場合は、赤色の用紙（減少用）に、資産の名称・価格・減少した理由などをご記入ください。
- ◇ 解散・休業・廃業の場合は、申告書の備考欄にその旨と時期をご記入ください。また、赤色の用紙（減少用）に各資産ごとの減少理由をご記入ください。（廃業・売却など）

	償却資産申告書	種類別明細書 緑 (増加・全資産用)	種類別明細書 赤 (減少用)
令和7年度に初めて申告をされる方	○	萩市内に所有している全ての償却資産を申告してください	×
前年度（令和6年度）に申告をされた方 (資産の増減あり)	○	令和6年1月2日～令和7年1月1日の間に取得した資産を申告してください	令和7年1月1日以前に減少した資産を申告してください
前年度（令和6年度）に申告をされた方 (資産の増減なし)	備考欄に「異動無し」とご記入ください	×	×
申告すべき資産がない方	備考欄に「異動無し」とご記入ください	×	×
解散・休業・廃業をされる方	備考欄に理由（解散・廃業等）と時期をご記入ください	×	各資産ごとに減少の理由等をご記入ください

- ※ リースされている資産がある場合は、「リース資産調書」に資産名、リース契約先、期間等を記入してください。
- ※ リース資産で、リース期間満了後に無償譲渡される契約の場合は、リース資産には該当しないため、買主又は借主の方が申告してください。

2. 固定資産税（償却資産の課税）について

① 評価額の計算方法

◇ 前年中に取得された資産

$$\boxed{\text{取得価格}} \times \left(1 - \frac{\text{耐用年数に対応する減価率}}{2} \right) = \boxed{\text{評価額}}$$

◇ 前年より前に取得された資産

$$\boxed{\text{前年度の評価額}} \times (1 - \text{耐用年数に対応する減価率}) = \boxed{\text{評価額}}$$

② 税額の計算方法

$$\text{◇ } \boxed{\text{課税標準額の合計}} \times 1.4\% = \boxed{\text{税額}}$$

※ 課税標準額は、基本的に評価額と同じ額です。

（課税標準の特例などが適用される場合は、適用後の額が課税標準額になります。）

③ 免税点について

同一人（同一法人）が所有する償却資産の課税標準額の合計が 150万円未満 である場合は、**課税されません**。

※ただし、免税点未満でも、申告はしていただく必要があります。

3. 大型特殊自動車について

大型特殊自動車は償却資産に該当します。次に挙げる要件のうち、**どれかひとつでも該当すれば**大型特殊自動車になります。

該当しない場合は小型特殊自動車になり、軽自動車税の対象になります。**公道を走らない場合でも、所有していれば課税対象になります**ので、ナンバープレートをつけてください。

① 農作業用自動車

(1) 最高速度が 35km/h 以上のもの

② 農作業用自動車以外

(1) 最高速度が 15km/h を越えるもの

(2) 自動車の長さが 4.7mを越えるもの

(3) 自動車の幅が 1.7mを越えるもの

(4) 自動車の高さが 2.8mを越えるもの

4. 償却資産の主な種類

種類		主な償却資産	
1	構築物	土地に定着しない簡易な建物 または、壁などで外界と遮断 されていない建物	プレハブの簡易事務所、物置、テント倉庫、 農業用のビニールハウス、カーポート、 自転車置き場、ゴミ置き場など
		土地に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、外構工事、擁壁、煙突、 構内舗装（駐車場のアスファルト舗装も含 む）、庭園、緑化施設など
		建物附属設備	生産や業務用使用する設備 （受電・変電設備、ボイラー、エアー管、 動力配線、厨房設備などの建物から独立した 設備）など
		建物の所有者ではない者 （テナント）が施工した 内装工事や造作など	店舗内の造作設備、証明設備、給排水設備、 ガス設備、空調設備など
2	機械及び 装置	金属加工設備、食品製造機械、ベルトコンベア、発電機、ドローン、 厨房設備(オープンなど)、洗濯設備、乾燥機、パワーショベルなどの自走機 械、ガソリンスタンド設備、駐車場機械装置、太陽光発電設備など	
3	船舶	漁船、貨物船、客船、遊覧船、ボートなど	
4	航空機	飛行機 ヘリコプター、グライダー など	
5	車輛及び 運搬器具	フォークリフトなどの大型特殊自動車、自転車、手押し車、トロツコなど （自動車税、軽自動車税の課税対象になるものは申告不要です） ※次に挙げる要件にひとつでも該当する場合は、大型特殊自動車になります。 1.農耕作業用自動車 最高速度35km/h 以上のもの 2.農耕作業用自動車以外のもの （1）最高速度15km/h を越えるもの （2）自動車の長さが4.7mを越えるもの （3）自動車の幅が1.7mを越えるもの （4）自動車の高さが2.8mを越えるもの	
6	工具、器具 及び備品	事務机、事務椅子、陳列棚、テレビ、ルームエアコン、金庫、コンピュー ター、FAX、コピー機、医療機器、レジスター、自動販売機、じゅうたん、 観賞用植物、魚網、漁具、空撮専用ドローンなど	

5. 業種ごとの主な償却資産

業種など	主な償却資産
各業種共通	門、擁壁、簡易間仕切、駐車場などの舗装路面、駐車場設備、広告看板、ネオンサイン、テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、コピー機、コンピュータ、LAN設備、サーバーなど
事務所	タイムレコーダー、事務机、事務椅子、キャビネットなど
飲食業	食卓、椅子、厨房用品、券売機など
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機、肉切断機、挽肉機、陳列棚、商品陳列ケース、POSシステム・レジスター、店舗内装（借家の場合）
製パン、製菓業	窯、オーブン、あん練機、厨房設備、ビニール包装設備など
理・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒設備、パーマ器、サインポールなど
クリーニング業 コインランドリー	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備など
パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、玉計数機、島設備、両替機など
自動車修理業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、塗装ブースなど
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、溶接機、貯水設備など
病院・診療所	各種医療器具（ベッド、レントゲン機器、調剤機器、心電図、CTスキャン、歯科ユニット）、待合室の椅子など
旅館・ホテル・浴場	音響機器、洗濯設備、ボイラー、放送設備、温泉設備など
不動産貸付業 （アパート経営）	屋外給排水、フェンス、浄化槽、自転車置き場、駐車場外灯、花壇・植栽、防犯カメラなど
駐車場業	柵、外灯、駐車場装置（機械設備、ターンテーブルなど）
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッターなど
農業	ビニールハウス、脱穀機、バインダー、噴霧器、電気柵、トラクター（大型特殊自動車）など

6. 家屋と償却資産の区分について

家屋の内装・造作・付属設備には、償却資産に該当する場合と家屋に該当する場合があります。家屋に該当するものは、償却資産の課税対象にならないため、申告の必要はありませんのでご注意ください。

	償却資産に該当するもの	家屋に該当するもの
電気設備	照明設備（屋外の照明器具、ネオンサイン、スポットライト、電球・蛍光灯など） 受変電設備 動力配線設備（特定の生産または業務用の動力配線） 予備電源装置（発電機、蓄電池など） 太陽光パネル（屋根材と一体化していないもの） その他屋外の電気設備 など	屋内の照明設備 コンセント配線などの屋内配線 太陽光パネル（屋根材と一体化しているもの） など
ガス設備	特定の生産または業務用のガス設備、 屋外のガス設備 など	屋内配管 など
給排水設備	特定の生産または業務用の給排水設備、 屋外の給排水設備、浄化槽 など	屋内の給排水設備など
衛生設備	鏡、ベビーシート、ベビーチェア、着せ替え台、 温水洗浄便座（容易に取り外せるもの） など	屋内の器具 （大便器、小便器、洗面器、流しなど） システムキッチン、洗面化粧台、 温水洗浄便座（便器一体型のもの） し尿浄化槽 など
空調設備	ルームエアコン など	家屋と構造上一体になっている空調 （ビルドイン方式） など
防災設備	消火器、屋外の消火栓、屋外貯水槽 など	消火栓、火災報知機 など
運搬設備	天井走行クレーン、ベルトコンベアー など	家屋と構造上一体になっている エレベーター・エスカレーター など
店舗及び事業 用の造作設備 その他の事業 用附属設備	造り付けでない装飾・家具・カウンター、 簡易間仕切り、衝立 など	左記以外の家屋と構造上一体となっ ている設備

7. 家屋の所有者以外（テナント）が取り付けた設備について

賃借人（テナント）など、家屋の所有者以外が取り付けた家屋の内装・造作・附属設備は、上記区分表で家屋に該当するものでも、すべて償却資産として取り扱います。

賃借人（テナント）などが取り付けた、内装・造作・附属設備などの事業用の資産は、賃借人（テナント）などが、自身の償却資産として申告してください。

8. 償却資産申告書の記入例

太枠で囲まれた各項目①～⑬の内容を記入してください。

令和 年 月 日
山口県萩市長
田中 文夫 様

令和 7 年度
記載例
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

1 (ふりがな)
住所
(又は納税通知書送達先)
〒758-0041
萩市大字江向510番地

2 (ふりがな)
氏名
(法人にあってはその
名称及び代表者の氏
名)
萩野食品株式会社
代表取締役 萩野 一郎
(屋号)

3 個人番号又は
法人番号
123456789123

4 事業種目
(資本等の金額)
食品・雑貨小売
(170 百万円)

5 事業開始年月
(電話 0838-**-****)
昭和 61 年 7 月

6 この申告に回答
する者の係及び
氏名
鈴木 宏
(電話 0838-**-****)

7 税理士等の
氏名
山田 太郎
(電話 0838-**-****)

8 短縮耐用年数の承認
有・無

9 増加償却の届出
有・無

10 非課税該当資産
有・無

11 課税標準の特例
有・無

12 特別償却又は圧縮記帳
有・無

13 税務会計上の償却方法
(定率法・定額法)
有・無

14 青色申告
有・無

15 市(区) 町村内に
萩市江向510

16 借入資産
(有・無) 萩リース株式会社

17 事業所用家屋の
所有区分
自己所有

18 備考(添付書類等)

資産の種類	取得価額		前年中に減少したもの(円)	前年中に取得したもの(円)	前年中に取得したもの(円) 計
	前年中に取得したもの(円)	前年中に減少したもの(円)			
1 構築物	3,230,000				8,200,000
2 機械及び装置	8,627,800				11,430,000
3 船舶					8,627,800
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品	2,000,000	1,227,900			1,801,000
7 合計	13,857,800	1,227,900			22,630,900

※ 下記に該当する場合は必ずご記入ください

- 前年中に資産の異動がない場合は、「異動無し」とご記入ください
- 初めて申告される方で、償却資産に該当する資産がない場合は、「該当資産なし」とご記入ください。
- 廃業・休業・解散の場合は、その旨と原因となった日付をご記入ください。
- 前年中に所有者の住所・氏名・名称の異動があった場合は、異動年月日と旧住所・旧名称などをご記入ください
- 納税管理人を定めている場合は、納税管理人の住所・氏名をご記入ください。
- 添付書類がある場合はその旨をご記入ください。

リース資産がある場合は、別紙リース調書にご記入をお願いいたします。

9. 種類別明細書（増加資産・全資産用）記入例

第二十六号様式別表一

種類別明細書（増加資産・全資産用）

①～⑧について記入してください。

令和7年度										所有者コード		
所有者名 萩野食品(株)												
記載例												
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
①		②	③	④ 年 月	⑤ 十億 百万 千 円	⑥					⑦	⑧
01		駐車場舗装	1	5 6 7	7 000 000	15	0				1-2 3-4	申告もれ
02		冷蔵庫		5 6 7	350 000	6	0				1-2 3-4	●●市より 移転
03		店舗改装費	1	5 6 5	1 200 000	22	0				1-2 3-4	
04		陳列棚(中古)	1	5 6 5	450 000	3	0				1-2 3-4	
05		エアコン	1	4 3 1	326 000	6	0				1-2 3-4	
06		パソコン	2	4 3 1	587 000	4	0				1-2 3-4	所有権留保 付割賦販売
07											1-2 3-4	萩市三見萩 リース様より 購入
08											1-2 3-4	
09											1-2 3-4	
10											1-2 3-4	
11											1-2 3-4	
12											1-2 3-4	
13											1-2 3-4	
14											1-2 3-4	
15											1-2 3-4	
16											1-2 3-4	
17											1-2 3-4	
18											1-2 3-4	
小 計												

【増加事由】

1 = 新品取得
2 = 中古品取得
3 = 移動による受入れ
4 = その他

・ 贈与等によって取得した場合
・ 割賦販売によって取得した資産で、その所有権が売主に留保されているような場合
・ 上記1～3にあてはまらないとき

【取得年月】

3 = 昭和
4 = 平成
5 = 令和
(例) 令和6年7月の場合は「50607」となります。

【取得価格】

資産を取得するために直接支出した金額(税込)だけでなく、当該資産を事業の用に供するために要した費用(設置工事費、関税、据付手数料、送料などの諸経費)も含まれます。
また、圧縮記帳は、償却資産の評価上認められていません。

【資産の種類】

以下の数字で記入してください

1 = 構築物
2 = 機械及び装置
3 = 船舶
4 = 航空機
5 = 車両及び運搬具
6 = 工具、器具及び備品

【耐用年数】

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から第9まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記載して下さい。
なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載して下さい。

【摘要】

申告もれがあった場合や、特例の対象になっている場合、その他特記すべき事項がある場合にご記入ください。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいづれかに○印を付けてください。

10.種類別明細書（減少用）記入例

種類別明細書(減少資産用)

①～⑦について記入してください。

令和7年度

所有者コード			所有者名			第 十 六 号 様 式 別 表 二		
記 載 例			萩野食品(株)			摘 要		
資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分
行番	号	②		③ 年 月 年 号	④ 十 億 千 円 百 万 円	⑤		⑥ 1売却 2減失 3移動 4その他
01		エアコン	1	4 1 2 1 0	550 000	6		1・2・3・4 ①・2
02		パソコン	1	4 2 6 0 9	142 400	6		1・2・3・4 ①・2
03		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
04		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
05		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
06		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
07		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
08		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
09		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
10		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
11		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
12		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
13		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
14		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
15		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
16		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
17		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2
18		冷蔵庫	1	3 6 2 0 7	535 500	6		1・2・3・4 ①・2

【資産の種類】

以下の数字で記入してください

1 = 構築物

2 = 機械及び装置

3 = 船舶

4 = 航空機

5 = 車両及び運搬具

6 = 工具、器具及び備品

【取得年月】

3 = 昭和

4 = 平成

5 = 令和

(例) 平成26年9月の場合は「42609」となります。

【減少の事由及び区分】

減少した事由とその区分について該当するものをそれぞれ○で囲んで下さい

【摘要】

摘要には下記のような事由を記載して下さい。

- 減少事由が1のときは、売却先の名称などをご記入ください
- 減少事由が2のときは、減少の理由をご記入ください
- 減少事由が3のときは、受け入れ先の所在地・名称などをご記入ください
- 減少事由が4のときは、減少事由を詳しくご記入ください。
- 減少の区分が2（一部の減少）の場合は次のようにご記入ください。
(例) 当初取得価額892,500円（数量5）のうち535,500円（数量3）分減少
- その他必要なことがあればご記入ください。

リースしている資産がある場合には①～⑤について記入してください。

リース資産調書

氏名	荻野食品株式会社	所有者コード
(法人名)		

記載例

リース資産名①	リース契約先②		リース期間③	リース料（月額）④	リース期間⑤
	会社名	住所			
コピー機	荻リース（株）	萩市三見	R2.5～R7.4 60ヶ月	32,550円	買取・再リース・返却
ファックス	〃	〃	R2.11～R7.10 60ヶ月	年額 15,000円	買取・再リース・返却
冷蔵ショーケース	〃	〃	R6.5～R8.4 24ヶ月	28,125円	買取・再リース・返却
					買取・再リース・返却
					買取・再リース・返却
					買取・再リース・返却
					買取・再リース・返却
					買取・再リース・返却
					買取・再リース・返却
					買取・再リース・返却
					買取・再リース・返却
					買取・再リース・返却
					買取・再リース・返却
					買取・再リース・返却
					買取・再リース・返却

【注意】

- リース資産は、貸主の償却資産となります。
- リース資産であってもリース期間終了後に無償譲渡される場合などは、割賦販売として取り扱われるため、借主の償却資産となります。「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に記載して下さい。

※1. リース期間の経過後に当該リース物件を無償で賃借人に譲渡すること又は無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースすることがリース取引(契約書上明示されていないリース取引であっても、当事者間において予定されている場合は含みます。)については、所有権留保付割賦販売とみなされますので、賃借人は新たな資産の取得として、増加資産に計上してください。

※2. リース契約先の欄に記載していただくのは、メーカー(リース物件納入業者)ではなく、リース会社(賃貸人)ですので、お間違えのないようご注意ください。

12.申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかったときは10万円以下の過料に処せられることがあります。また、虚偽の申告をしたときは、1年以下の懲役または20万円以下の罰金に処せられることがあります。

13. 実地調査のお願い

萩市では、申告の内容が適正であるかを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて、実地調査や帳簿確認調査を順次進めています。所有されている償却資産について、職員が事業所などにお伺いしたり、電話や文書にて帳簿（固定資産台帳や減価償却費明細書、賃借対照表など）のご提出をお願いすることがありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、その際に未申告や申告の誤りがあった場合には修正申告をお願いすることがあります。その場合、償却資産の取得年月に応じて、過年度に遡って課税させていただくこともありますので（現年度含め最大5年分）ご了承ください。

14. 電子申告について



インターネットを使って、自宅やオフィスから簡単に申告のお手続きをしていただけます。

ご利用開始・利用方法・操作方法などについては、ホームページをご覧ください、eLTAX ヘルプデスクまでお電話ください。

■ ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

■ 電話：0570-081459(ハイシンコク)
8時30分～24時
(土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く)



提出前に次の確認をお願いします

- ☐ 連絡先（電話番号）は記入されていますか？
- ☐ 資産の所在地は記入されていますか？
- ☐ 事業用の家屋が、自己所有か借家か記入されていますか？
- ☐ マイナンバーか法人番号は記入されていますか？
- ※ 非課税、特例の対象資産をお持ちの方は、届出書を添付してください。
- ※ 郵送される方で、申告書の控え（受付印を押したもの）が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封ください。

申告書を郵送する際に、

宛名ラベルとしてご利用ください。

〒758-8555

山口県萩市大字江向5 1 0

萩市役所課税課固定資産税係
償却資産担当 行